平成２８年（フ）第２９３号
鹿児島県鹿児島市上之園町８番地17（第２ＡＪＡビル101号）
債務者　本坊　　誠
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２２号
鹿児島県日置市東市来町美山1542番地　美山メゾンＡ棟202
債務者　新村　和代
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２６号
鹿児島県鹿児島市明和４丁目16番Ａ－２－207号
債務者　白崎　靖陽
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
鹿児島県鹿児島市西別府町634番地４
債務者　滝川　真衣
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２９９号
沖縄県豊見城市字平良109番地１　シャトレ大城302号
債務者　與那覇静乃
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１００号
秋田市新屋日吉町37番19号　メゾン・ド・ふじ102
債務者　岡部　　譲
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１４１号
秋田市寺内後城20番46号
債務者　鈴木　友美
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７４号
長野県岡谷市湖畔２－５－２　レオパレス湖畔107号室、住民票上の住所長野県岡谷市長地権現町４丁目２番16－４号
債務者　今井　七絵
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第９０６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58　向島市営住宅１－５棟207号
債務者　国本進こと　ＬＥＥ　ＪＩＮＨＡＮ
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１５８号
徳島県徳島市南二軒屋町１丁目２番10号、旧住所徳島県板野郡土成町大字土成字大法寺247番地の10
債務者　岡田　洋子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第８４号
福岡県飯塚市弁分611番地11（前住所　福岡県田川郡添田町大字庄2555番地の９）
債務者　斉藤　由佳
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月13日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第８５号
岩手県北上市黒沢尻３丁目３番19号　しらゆり102号
債務者　佐藤満由美
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８６号
岩手県北上市北鬼柳18地割137番地２　シティハイム202号、旧住所岩手県八幡平市平舘第29地割６番地１
債務者　田村　綾香
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８７号
岩手県北上市相去町後堤36番地２
債務者　阿部　政直
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８８号
岩手県北上市鍛冶町２丁目14番43号　ハイツタイガーＩ203号
債務者　佐藤　　聡
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第８９号
岩手県花巻市東和町安俵３区26番地
債務者　菅原　　泉
1　決定年月日時　平成28年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
盛岡地方裁判所花巻支部